

1. 申請資格および受講料

- (1) 請負工事登録会社より列車監視員としての知識、技能があり適任であると推薦できる者で、年齢満18歳以上とする。また、別紙 医療適性診断書の基準 (医療適性診断書に基準を記載) に達する者とする。なお、小田急電鉄工務部工事指揮者の資格者は、本資格を有するものと見なされます。よって工務部工事指揮者は、本資格を取得する必要はありません。
- (2) 列車監視員の所属会社(警備会社等)からは、直接申込み出来ません。
- (3) 小田急電鉄電気部の列車監視員の資格者は、工務部発注工事も従事できます。よって、電気部列車監視員資格者は、本資格を取得する必要はありません。
- (4) 本資格者は、小田急電鉄電気部発注工事も従事できます。よって、本資格者は、電気部列車監視員を取得する必要はありません。

※医療適性診断の基準に満たない場合は、講習会を受講できません。

	新規者	継続者	更新者
受講条件	2022年度新規者 ※年齢満18歳以上 で登録会社より推薦 された者	2023年、2024年に 認定証の有効期限 が満了を迎える者	2022年に認定証の 有効期限が満了を 迎える者
受講料	10,300円	6,300円	9,300円
消費税 (10%) ※	1,030円	630円	930円
振込金額 (受講料+消費税)	<u>11,330円</u>	<u>6,930円</u>	<u>10,230円</u>

※消費税改定の際は、その税率によるものとします。

なお、本審査は全提出書類の受理および受講料納付確認後となりますので、資格条件年齢や医療適性診断基準など条件に満たないと判断した場合は、受講不可になることがあります。あらかじめ貴社にて、申請資格を満たすかどうか十分にご確認のうえで、お申込み下さい。

お申込み手続きは、登録会社毎に「4. 申込手続」に記載の通り手続を進めて下さい。

2. 小田急電鉄列車監視員認定マニュアル（2019年4月 改正）抜粋

（列車監視員認定講習の受講資格）

第2条 列車監視員認定講習の受講資格は、年齢満18歳以上であり、請負工事登録会社より列車監視員としての知識、技能が適任であると推薦された者とする。

（認定および継続）

第7条 講習会を修了し審査の結果、認定基準に達した新規者・更新者に対して、日本鉄道施設協会長が列車監視員の認定証を交付し認定する。

3 継続者における認定基準に達したものに対して、日本鉄道施設協会長が列車監視員の認定証に継続手続き修了の証を明記し、継続を承認する。

（認定者の資格有効期間）

第8条 列車監視員認定者の資格有効期間は、認定証発行日より3年間とする。

2 新規取得年および更新年以外の1年毎に継続の認定手続きを行うこととする。なお、継続者の認定条件を満たさなかった場合はその資格を停止扱いとする。

（資格の特例）

第9条 小田急電鉄工務部工事指揮者認定者については、その認定期間において列車監視員として従事できるものとする。ただし、この場合は工事指揮者業務を兼務することとはできないものとする。

2 小田急電鉄電気部列車監視員認定者については、その認定期間において小田急電鉄工務部の発注する工事の列車監視員として従事できるものとする。

（資格の停止）

第10条 列車監視員が継続手続き及び認定条件を満たさない時は、その資格を停止する。なお、停止期間は原則として次年度の継続または更新手続きの完了までとする。

（資格の失効）

第11条 列車監視員が次の各号に該当したときは、その資格を失効する。

- ・ 有効期間が切れ、更新の手続きを行わなかったとき。
- ・ 更新の認定条件を満たさなかったとき。

（資格者所属会社名の記載）

第12条 列車監視員が所属する会社以外（登録会社）から推薦を受け、その資格を取得した場合には、認定証に推薦した会社名および所属する会社名を認定証に併記するものとする。

（資格者登録会社以外の業務の従事）

第13条 登録会社より推薦を受け、その資格を取得した者は推薦を受けた会社以外の業務でその任に従事することはできない。ただし、業務着手時に計画書の下請業者名簿に記載し、当社の承認を得た場合はこの限りではない。

（資格者所属会社変更の届出）

第14条 列車監視員が認定時の所属会社を変更したときは、その旨を届けなければならない。また、登録会社より推薦を受けてその資格を取得した者については新たに登録会社より推薦を付し届出を行い、承認を得なければならない。

（列車監視員認定証の返却）

第16条 列車監視員認定に失効が生じたときは、速やかに列車監視員認定証を返却しなければならない。

以 上